

「教師の民営化こそ究極の教育改革」——規制改革・民間開放推進会議レジメ

・・学習者主権への転換と教員評価・・

05年10月12日

教育アナリスト

NPO法人XYサタデースクール代表

戸田忠雄

(1) 改革はすべからず本丸を攻めるべき

「教育は人なり」だから、教師のあり方を変える。教師の顔を児童生徒や保護者など教育サービスの受け手のほうに向かせるには？学校教育とくに公立学校教師の顔は、あらぬ方向に向いている（上か横か、はたまた中空か？）。そこが一番、教育の問題点。政治家の顔が自国民ではなく、他国民のほうや「金」や「ポスト」のほうばかり向いていたら。国民はどうするか。教師の顔を主権者である学習者及び保護者のほうに向かせるには、どうすればよいか。「先生頑張れ」と言うだけか。精神論ではなくシステムや制度設計の必要性。

(2) 「教師の民営化」とは

「学校の民営化」は、公立学校の私立化か、あるいは公立学校にバウチャー制を導入する。「教師の民営化」はそのどちらでもない。むしろその前提の機能と役割を担うかもしれない。学校ではなく、公立学校（私学をふくめてもよい）の教師をユーザーに評価させ選択させることにより、個々の教師を市場原理にさらすのである。そのことにより教師は自分の教育に責任を感じるようになる。現在、学校が無責任体制になっているのは、個々の教師の教育責任を問うシステムになっていないからである。

仮に、学校で生徒同士の殺人事件が起きたとする（現実にあった）。文部科学省は、当該自治体教委の権限の範囲という。自治体教委は学校の校長の責任だという。教委も校長も、一応、謝罪をする。直接、当該生徒の教育に当たっていた担任やクラブや生活指導などの係りは、たまたま運が悪かったぐらいの認識しかもたない。責任は校長にある、と思っている。日ごろ、校長の指導に従わないが、非常時には、校長には責任をとってもらおう対象として頼りにしている（？）というわけで、当事者責任をだれも取らないし責任すら感じない（教委も校長も引責辞任なし）。

学校というよりは教育界全体（「教育しがらみ共同体」と名付けている！）が、大日本帝国の無責任の体系のようになっているから、外部からは「ブラックボックス」あるいは「異界」（某民間人校長の言葉）のように見える。医療と同じような構造がある（専門性・密室性・封建性）。

教育の民営化はハード（学校など）の民営化ではなく、ソフト（個々の教育サービス担い手＝教師）の民営化をすることが重要。今ある教育資源（玉石混交の教師）を市場原理で磨き、活用することのほうが即効性があるし、低コスト、低リスクで出来るメリットがある。

(3) 教える側 (教育サービスの供給側) と学ぶ側 (教育サービスの消費側) のどちら側に立つのか？

日本では江戸以来、教える側が主導権を握ってきた。教師はお国のお墨付き (教員免許) さえあれば、自動的に「正師」(しょうし) とみなされ、これを民草が決めることは出来なかった。ましてや選ぶ権利などない。教育だけ非民主社会。前近代とまではいわないにしても、大事なことは全部教える側が決めて学ぶ側には権限はないから、制限選挙制のようなもの。この権利を拡大して普選にしろ！学ぶ側にも対等な権利を与えよ。

(4) だれが抵抗勢力か

学習者側に教師の評価権や選択権を与えることは、教える側の利害と相反するから、当然、学習者に教育上の主権を少しでも委譲することは認めない。これは教える側にとって、譲れない最後の砦であるから、さまざまなイデオロギー的な粉飾をこらして、反対する。

*反対の論拠 1 「保護者や児童生徒に教員を評価するだけの能力があるか疑問」「評価する正しい判断力があるか？」

これは伝統的な教師聖職者論に裏打ちされた国民不信の思想、というより今や教師側の利害を隠蔽するイデオロギー的役割を果たしている。たとえば、ここに四年制大卒の教師 A 氏が一人いる。そのクラスの保護者四十人 (ないしは八十人) の内、二十人の四年制大学卒と十人の短大・専門学校卒、十人の高卒ないしは中卒の保護者がいるとする。その四十人のすべてよりもたった一人の教師の能力のほうが超人のように卓越していて、四十人よってたかっても評価できないということになる。

「国民は国民に相応しい政治しかもつことができない」と、ややシニカルに民主政治を揶揄する言葉がある。しかし、これは裏返せば、専制や独裁と違って、民主政治は「国民は国民に相応しい政治を少なくとももつことができる」という含意を汲み取ることができる。だが、こと教育については「国民にふさわしい教育すらもてない」という現実がある。つまり、教育関係者が言うのとはまさに反対に、国民のレベルに相応しい教育にすらなっていない。

民間人校長が異口同音に「学校は異界のようだ」と言うが、正確には教師社会が、まさに異界だ。むしろ国民的なレベルよりも教師社会のほうが、常識的ではないという意味も込めて低いかもしれない。昔は学校から社会を「栄華の巷低く見て」だったが、今は社会から学校を「異界を低く見て」である。だから「学校よサヨウナラ、塾や家庭教師よコンニチハ」になるのだ。それを「学びからの逃走」などと他ならぬ教育関係者が言っているが、「学校からの逃走」であることに気がつかない。当事者意識すら希薄だ。

教師は聖職のように尊い職業だから、教師は「児童生徒から尊敬される存在でなければならない」という。この「尊敬される師」というのが曲者で、教師が自分の努力目標として内に秘めているならそれでもよいが、外に対して「尊敬される存在だから批判の対象、評価の対象にすべきではない」というイデオロギーに転化することに気がつける必要があ

る。外から教師は人格者であって欲しいとか尊敬される存在であって欲しい、と言われると「そんなこと言われても困る、教師もふつうの人間だ」と言う。それならふつうの人間社会のルールを当てはめて、評価しましょうと言えば、教育に「市場原理はなじまない」とか「競争原理を当てはめるな」とか教師聖職者論らしき教職の特殊性をもちだし隠蔽する。このような使い分けをするから注意が必要だ。

その上、必ず児童生徒を口実にする。たとえば、ある若手の哲学学徒は「ゆとり教育」からの軌道修正を批判し、「学校現場では、子どもも教員もますます（ゆとり）が奪われ、疲弊し、窒息し、悲鳴を上げているのが実態である。大学もまた例外ではなくなりつつある」と、書物に書いている。そのキャリアからみて、どう考えても初中教育の教壇に一度も立ったことがないと思われる人が、大学についてはともかく、何の根拠もなく「学校現場」の「実態」を平気で、このように書く神経にはあきれられる他はない。この種の無責任かつ不誠実な言説でも、大学教師の名前で書物になると一定の影響力を持つから怖い。いうまでもなく学校内で児童生徒は学制始まって以来、勉強競争を強いられ、評価され時には懲戒も受けるが（むろんそれは事実であるが、だから「疲弊し、窒息し、悲鳴を上げている」かどうかは別だ）、他方、教師は無競争、無評価、それゆえ無風状態できたではないか。前述の文章でも、「子どもも教員もますます（ゆとり）が奪われ・・・」云々と書いているが、このように必ず児童生徒に藉口して教師の立場と利害を擁護するのが（さらにこれが「おためごかし」の論理に発展）ほとんどの教育関係者に共通するロジックだ。教育は専門性のハードルは低いから（だれでも教育者・・・子を持つ親、企業内教育など）、教育言説空間にも参入しやすい。そして困ったことに、こうした「子ども」を口実にして、教師の多忙さや疲弊をアピールしたり、「子どものため」とおためごかしを言って、それが結果として自分たちの立場や利害を擁護したり、時には隠蔽しているという自覚がない。自覚できるほど明晰ではない。学校内にそして学校外の教育関係者にも、この種の「無意識の偽善者」が横行している。

教職は聖職ではなく俗職であるから、教師は尊敬よりも信頼される存在であればよい。そして信頼に値する教師であるかどうかは、ユーザーが評価するのであって、自分で決めるわけではないこというまでもない。

反対の論拠 2 「児童生徒や保護者に評価させれば、子どもや保護者に迎合する教師が人気をうる」「ポピュリズム（大衆迎合）に陥る」などという。ポピュリズムは民主政治だからこそ生じる現象であって、民主政治ではなく教室の「センセイ君主」が横行する学校では、教師による学力低下、セクハラ、暴行、傷害、いじめは横行して、残念ながらポピュリズム以前の状況だ。かりに、下からの評価制により教師がホスピタリティに目覚め、その行き過ぎで人気取りや迎合するような風潮がかりに起きたとしても、現状のように、教職員によるセクハラを受けた生徒が20人に一人（千葉県教委調査）というような非教育的な状況よりは、はるかにましではないか。学習者に主権を与える副作用や弊害よりも、教師が「教室のセンセイ君主」であることの副作用や弊害のほうが、はるかに大きい現実を見

なければいけない。又、制度運用の過程で、しだいに保護者側にも学習効果が生じて、本当に子どものためになる教育をしてくれているかどうか判断する知恵が蓄積されてくる。又、学習者が精神の自立をうるのは、師を乗り越える時だ。評価する側も自覚し成長する。

ともかく反対論拠 1, 2 共に、国の命運を握る政治家はだれが選ぶのか。専門性の高い裁判にすら国民が関わるのに、なぜ教師の評価や選択は許されないのか。教師は政治家よりも裁判官よりも、偉いのか？また、そこまで国民を愚民扱いしてよいのか。あなたは何様なのか？

(5) 具体的な制度として「教師評価要領」の作成

—学校教育法施行規則第 25 条の学習指導要領の根拠法のような扱いか？

学習者側の教師に対する評価権と選択権こそ、学習者主権の源泉であるから、これを法律に位置づける。地方に権限委譲すると、ネグる自治体が必ず出てくる。国としての標準規準として定める。最初は未熟な点はあるとしても、使いながら熟度を高めていけばよい。ポイントは以下の三点。

- 1 「下からの評価」と上司評価の比率
- 2 評価委員会の構成
- 3 評価内容・・・授業、生活指導、課外活動など。

この点については小中高校それぞれ評価内に差異がある。

(6) 当事者主権と責任

これは本当の意味での「教育の民主化」運動であると思う。これまでの「教育の民主化」とか「民主教育」といえば、「教師の教師による教師のための教育」であつたに過ぎない。つまり本当の当事者である学習者側を疎外して、本当は当事者でも（^{ステークホルダー}利害関係者）でもない教師が、「教育の主人公」のような顔をしている。だから、これまでの教育改革はすべて教師のための改革になってしまっている。特に、55 年体制下では学習者のための改革・提言は、不幸な左右の対立を利用した抵抗勢力に全部潰されてきたか（勤評反対闘争、学力テスト反対闘争などその典型例）、あるいは骨抜きにされた（主任制、学校評議員制など）。

議会民主制のスキマを埋めるために、自治体や国でイニシャティブ・リコール・住民投票・憲法改正国民投票等々、直接、主権者が意見表明できる機会が保障されている。当事者主権の行使が教育の場でも求められている。いや、教育現場でこそ・・・というべきか。

冷戦構造と 55 年体制の崩壊した今日、本当の意味での「教育の民主化」、つまり教師から教育主権をとりかえす闘いをする必要がある。「教師の民営化」は、それへの一里塚である。すべての学習者、その保護者、又、同志、いまこそ立ち上がれ！（？）

*義務教育費の財源委譲の問題 *情報公開の問題 *免許制更新の問題

*仮任用期間の問題 その他は質疑の中で。